

本手引きの取り扱い

本手引きは、河川計画・河川設計等における基本的な考え方や手法等について、「河川砂防技術基準」（国土交通省）※をはじめとする既存の各種技術基準資料の考え方と整合を図りつつ、愛知県が管理する河川に対して技術的な参考資料としてとりまとめたものである。

本手引きについては、現時点における知見に基づいてとりまとめたものであるが、各種政令、国土交通省及び関連機関から発信されている技術基準、指針等が改定になった場合は、本手引きも適宜改定を行うものとし、本手引きが改定されるまでは記述内容を読み替え、改定された各種政令等の内容を優先するものとする。

また、本手引きは検討を行う際の技術的な考え方を記載したものであるが、河川計画・河川設計等に当たっては、これに限定せず、対象河川の特徴や技術的課題等を十分把握した上で、適宜解析法や考え方等を検討するものとする。

「河川設計等の手引き」は、基準の適用上の位置付けを明確にするために、下表に示すように適用上の位置付けに分類している。

分 類	適用上の位置づけ
考え方	目的や概念、考え方を記述した事項。
必 須	法令による規定や技術的観点から実施すべきであることが明確であり遵守すべき事項。
標 準	特段の事情がない限り記述に従い実施すべきだが、状況や条件によって一律に適用することはできない事項。
推 奨	状況や条件によって実施することが良い事項。
例 示	適用条件や実施効果について確定している段階ではないが、状況や条件によっては導入することが可能な新技術等の例示。 状況や条件によって限定的に実施できる技術等の例示。 具体的に例示することにより、技術的な理解を助ける事項。
愛 知 県 基 準	愛知県河川課通知文により示されており、特段の事情がない限り記述に従い実施すべき事項。
愛 知 県 補 足	愛知県の過去の事例等から実施することが良い事項。

※本手引きに記載のある「河川砂防技術基準」（国土交通省）は、国土交通省 水管理・国土保全局が河川等に関わる技術的事項について標準を定めたもので、「調査」「計画」「設計」及び「維持管理」の4編からなる基準のことをいう。

